

上杉博物館蔵林泉文庫旧蔵『源姓系図』の特徴について

佐々木 紀 一

新訂増補国史大系に採用され、現在、一般的に利用される『尊卑分脈』の底本は、最善本とされる林家校訂本であるが、奥書に拠れば広橋兼秀所持本を天文二十一年（一五四二）に吉田兼右が書写し、更にそれを天正十九年（一五九一）に梵舜が写した本に基づいてゐる。同書で利用された校訂諸本も近世初期の筆写を遡らず、別に天正十一年書写の万里小路惟房奥書本の存在を考慮しても、洞院公定原撰本より、遙かに時代の下がつた伝本しか現存しない事になる。

『尊卑』諸本に人物の有無、脇書記事に相違のある事は、大系本の校定注記が示す通りで、惟房本と大系本の比較からも確認出来るが、特に清和源氏系図の義家流に大きな意図的改変が施されてゐる事を、筆者はその源為義関係記事から先に指摘した。⁽²⁾それは、

凡諸州に名を得たる武士、多くは滴仲の子孫なるよし（『蹉跎山縁起』⁽³⁾）

とある如く、著名な源氏棟梁の家系故と思はれるが、武家の名門清和源氏の場合、仮名の例も含め多くの氏族の増補が予想され、現存本が果たして公定原撰本の姿を留めるか、疑問なしとしない。抑々、諸国に蟠踞した清和源氏の場合、公定以下の洞院家の編者はどの様に系図を編集出来たのか、成立過程が不明である。

先に筆者は室町中期の『尊卑』よりの抜書の性格が強いとした『澁

川系図』を紹介、検討したが、別に北酒出本『源氏系図』⁽⁴⁾及び長楽寺本系系図の検討より、南北朝時代には『尊卑』に近似する構成と脇書を持つ系図が成立してゐる事を指摘し、そこでは鎌倉後期以降の地方の源氏が簡略で、且つ『尊卑』より古態を残す所が多かつた。無論、此処でもその具体的な成立の過程、『尊卑』を含めた諸系図間の関係は不明であつて、清和源氏系図の成立・展開について究明する為には、依然、史料が不足してをり、端的に古系図の出現が期待されるのである。

上杉博物館所蔵の上杉家文書に含まれる林泉文庫（伊佐早謙氏）旧蔵『源姓系図』一卷は、既に雄松堂『上杉文書』にマイクロフィルムが収められるが、特に注目される事は無かつた。後述する様に、錯簡に基づく系統の錯綜があり、脇書も少なく記事の誤りが目立つから、歴史史料として軽視されてきた為かとも推測するのだが、室町末期の書写といふ古さは勿論、その原型の成立が鎌倉末期に遡る事、同時に『尊卑』、更には北酒出本他の中世系図に近い部分のある事が注目されるのである。また増補の過程を示す痕跡も留め、公定原撰本も視野に入れた清和源氏系図成立について示唆する所があると思はれる。

更に信濃の武士（小笠原・井上・村上・高梨）の系譜が詳しいのも特徴である。『信濃史料』に集積されるが、信濃武士の家伝文書の伝

存は十全ではなく、室町時代以前の実態について不明点が多かった。為に『尊卑』を手掛りとせざるを得なかつたが、一見して分かる通り、そこには重出混乱がある。対して史料との比較可能な箇所から、北酒出本系図に信濃源氏も含めて全般的に、より正確な点があるとしたが、前述の通り、北酒出本の掲載人物は鎌倉中期に留まつてをり、以降の一族発展の経過を辿る事は難しかつた。問題の『源姓系図』は江戸時代上杉藩士となつた信濃武士の家に伝来した蓋然性が有り、依然、史料制約からその独自記事の当否について保留せざるを得ないものの、新たな知見をもたらす可能性のある系図である。本稿では『源姓系図』内部記事の分析及び中世系図との比較から、その成立と史料価値、及び『尊卑』を含む諸系図との関係について論じたい。

一、『源姓系図』の構成と成立段階について

上杉博物館蔵一軸。請求記号「上杉一六三五」。現在は全体的に裏打され、端を破損する第一紙の先で、袖紙となる。そこに貼紙二枚に「源姓系図 全」「林泉文庫」と書く(一筆か)。全十一紙(楮紙、紙高竪三十三・四糎(横幅は四十〜四十五糎)、本文一筆で室町後期の写であらう。雄松堂のフィルムを見るに、虫損があり、袖紙に「此■足利■時代之書也」(■は擦れて不能読)と書いた付箋のあつた事が分かるが(外題と一筆か)、現在は附属してゐない。また伊佐早謙氏入手以前の伝来は目下、不明である。

第一紙の端の破損の為、内題の有無は不明で、上杉博物館には他に中世末期成立の『源家けいつ』があり紛らはしい。これと対になる『平

家けいつ』を先に上杉本としたから、同様その『源家けいつ』を上杉本とする為(別にその成立と史料価値については考察する)、本稿ではこの『源姓系図』を、以下、旧蔵者に因み、林泉本と略称する事にする。

構成を見るに、一面三段から四段に人名を記す。室町後期の井上氏以外、女子は掲出せず、脇書は『尊卑』や北酒出本に比して少ない。掲載家系は、一、清和皇子を挙げ、帝順親王より多田満仲の次に、一一、満仲子(頼光・頼親・源賢・頼信)で、三、頼信子(一頼義流、二頼清流、三その他男子)を挙げ、Iは、i義家流、ii義綱、iii義光流で、iは①義親流、②義国流(京・関東公方)、③為義流で、④義忠・義時・義高を挙げ、②は義国より尊氏までは嫡子のみを挙げ、ア京(義註より義政まで)・イ関東公方(基氏より政氏迄)を釣る。

③は為義子(ア義朝流・イ為義諸子及び義業子)より成り、ア義朝流は義朝諸子より成る。そのイの義清より清光を繋ぎ、その子としてA光長・惟義親子、B信義流(a義盛流〔佐竹〕、b忠頼流〔一条〕、c兼信流〔板垣〕、d有義流〔逸見〕、e信光流〔a朝信流、β信長流、γ信光諸子〕を挙げ、Cの遠光流(a長清流〔小笠原流〕、b光行流〔南部〕、c遠光諸子)、D清光諸子を挙げる。Ca小笠原氏は、基本嫡流系図で、a長経流、β長清諸子を挙げ、aは①長房流、②長実流、③長経諸子より成り、①長房流は長政流、長久流に分かれる。

次がIIの仲宗流(i村上・ii嶋・iii西腰)で、iは村上仲基の子として①忠信流(信国まで)、②仲義流、③仲基諸子より成る。次に独立して四、村上憲国兄弟を挙げ、I憲国流、II経業流、III基国流、IV寛寛流、V宗実流、VI満国流、VII仲清流、VIII憲国諸弟より成る。

次に三Ii①流の義親子として井上満実を繋ぎ、ア満平流（井上）、イ盛光流（高梨）、ウ義実流（須田）を挙げ、アは嫡子の兄弟を釣る嫡流系図であるが、経長以降、嫡子のみを嫡子系図として頼綱まで挙げ、頼綱より嫡流系図に戻り、井上政家子に到る。イは盛高子の頼高流（高梨）、長盛流（草間）で、嫡子系図である。

以上『尊卑』・北酒出本・長樂寺本系に比較すると、収載される家系は限定的であるが、義光流や仲宗流は庶子まで掲載して詳しい。また一部に承接の誤りがあり、為義流と義光流で混線があつて、書写の過程で先行系図を崩してゐると推定出来る。その先行系図の存在は、義国流で、

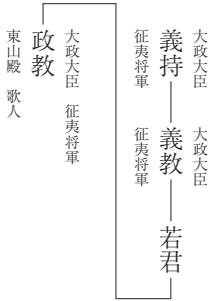
宮内権少輔
泰氏——次有三人——
正五位上

(マ)
正文三年(戊戌)四月晦死去ス
治部大輔 御年五四歳

尊氏
征夷将軍

とあり、尊氏に到る足利氏嫡流歴代を省略した旨の記載がある事(傍線)からも推測される。

系図の成立過程を示す記事として、京公方は、



とあり、諱を誤るものの東山殿の義政(在位一四七三まで)まで釣られる事になる。関東公方は、

成氏
——
当鎌倉殿
政氏

とあり、「当鎌倉殿」とある事から、足利政氏の在位期間(延徳元年〔一四八九〕〜永正九年〔一五二二〕)には少なくとも、一旦成立してゐた事が分かる。更に後掲する小笠原氏頼久脇書に「当阿波国守護」とあり、同人が阿波守護の期間に、本箇所が写されたと解する事が出来る⁹⁾。

鎌倉期の阿波守護は佐藤進一氏の考証から小笠原長経以来、同氏が継承したと推定され、『光明寺残篇』の元弘元年(一一三三)の鎌倉幕府上洛軍勢交名に、

小笠原五郎阿国(中略)小笠原信濃入道¹⁰⁾族(史料纂集『光明寺文書』)

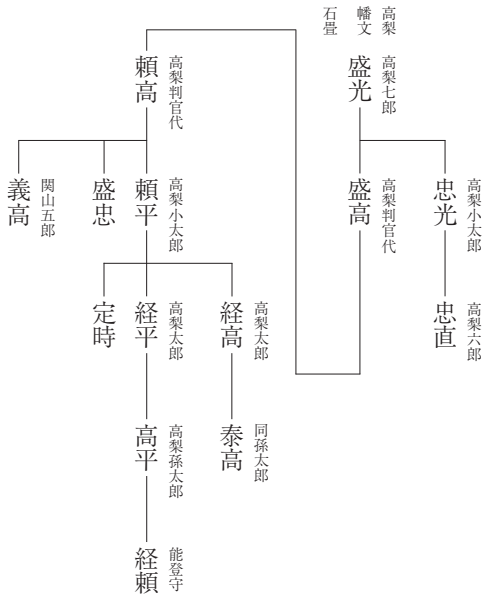
とある記事から、鎌倉幕府滅亡時の守護に、『尊卑』の五郎頼久が宛てられる。

以上からすると林泉本の増補部分以外の成立時期は、端的に鎌倉末期に遡る事に成る。同じ小笠原氏で宗長(長宗)の子の貞宗が林泉本に見えないが、これは当該部の成立を鎌倉末期と見る十分条件とならう。佐竹氏も彦二郎義重が最後であるが、これは彦二郎行義に該当する人物を誤つたものである。武田氏は「伊頭守信時」が最後であり、何れも系図の歴代から判断すると鎌倉時代中後期の人物となるから、林泉本の義光流は鎌倉時代末期の成立と推定してよい。

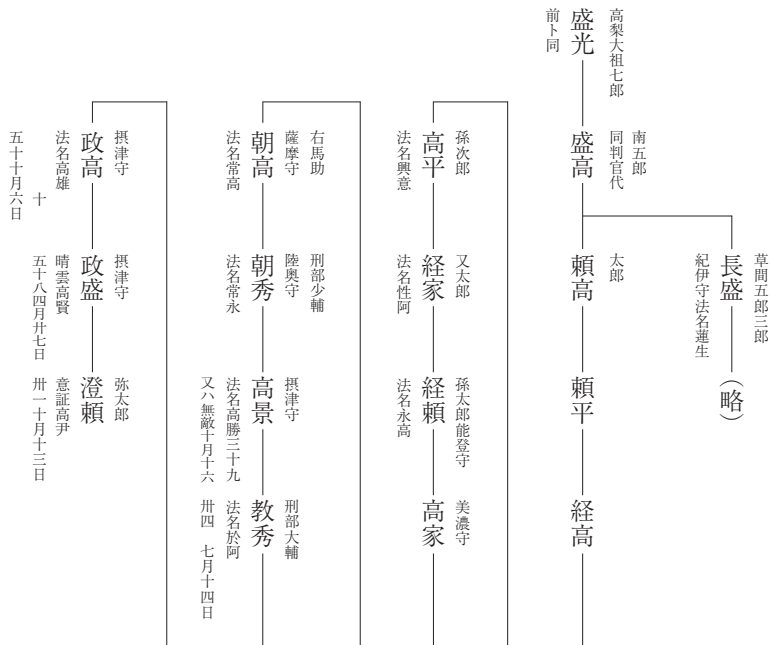
成立の下限を見るに、信濃国人の井上・高梨・草間氏の掲載が室町時代後期に及ぶ。また高梨澄頼（一四九二～一五四七）が掲載され、その子政頼が見えない事を見るに、成立の下限は政頼の家督就任以前が目安で、林泉本は最終的に十六世紀前半に成立したもので、それが同時に書写の時期であると見る事も可能であらう。またこの三氏の系図が女子を釣り（井上氏系図のみ）、嫡子系図、または嫡流系図である事を見ると、三氏の系図は後補と見て良い。

注目すべきは『諸家系図纂』七ノ二所収の「高梨系図」（電子公開、纂本「高梨」と略）が林泉本に近似する事である。

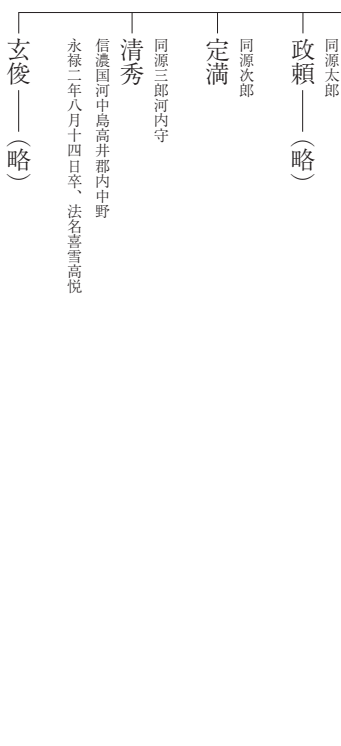
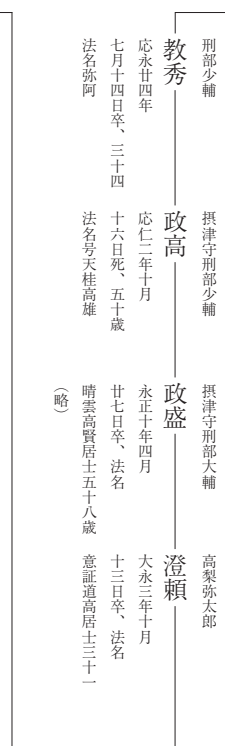
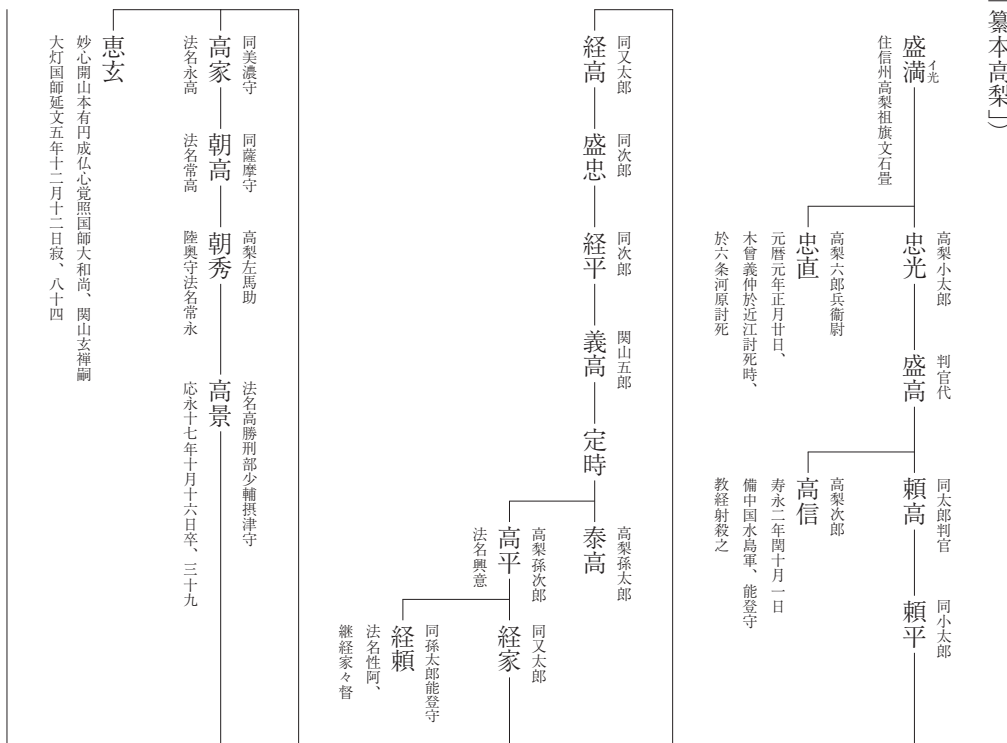
『尊卑』



(林泉本)



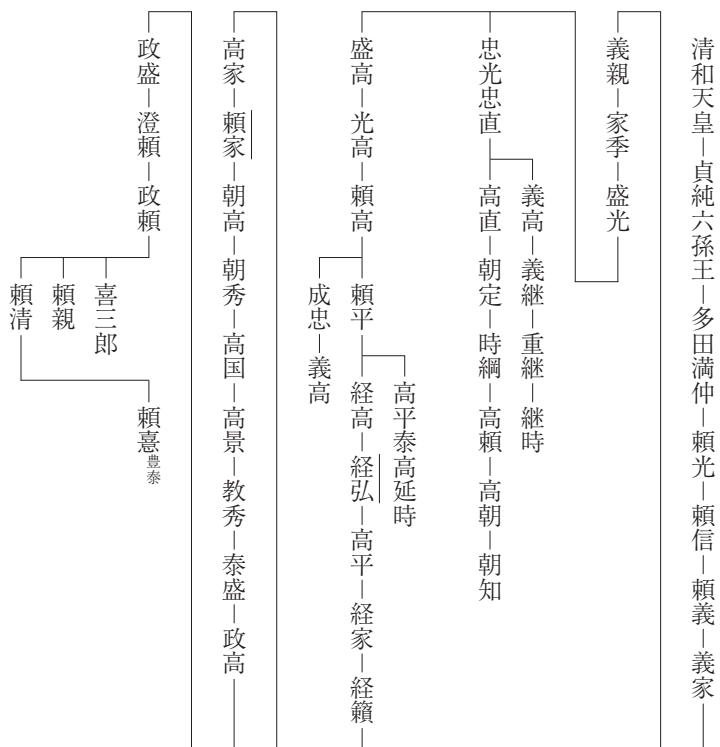
〔纂本高梨〕



とあり、「纂本高梨」は『尊卑』の族人を殆ど親子関係として繋ぐが、高梨経頼が十四世紀前半の人物である事からすると、世代が多すぎるから、「尊卑」の接続を誤つてゐると推定出来る。

一方「纂本高梨」の南北朝期以降の記載は林泉本にほぼ一致するが、林泉本に見えない、室町末期の政頼以下の族人が釣られ、林泉本が直接、「纂本高梨」を取り込んでゐたと見る必要はない。同時にイ本表記があるが「纂本高梨」が林泉本と『尊卑』を取り合はせたと見るよりも、別に単系の高梨系図が存在し、林泉本と「纂本高梨」に別個に利用されてゐると見るものである。については『高梨家古文書小集』に

載せる「米沢高梨家ト伝フル者」として、江戸初期迄の高梨氏の系図が載る。⁽¹⁶⁾ 原史料に何処まで忠実な翻刻か不明だが、



とあり、高梨氏を義親流とする点と、⁽¹⁷⁾ 歴代が「纂本高梨」よりも林泉本に近い（傍線は林泉本になし）。この米沢高梨系図は忠光流を持ち、⁽¹⁸⁾ 林泉本よりも一門を広く掲載する事になるが、先に想定した単系高梨

系図と無縁ではないだらう。

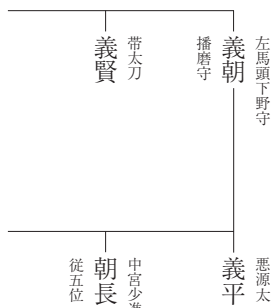
以上、林泉本の原形は少なく共、鎌倉時代末期に成立し、室町中期、更に後期に両公方、信濃武士の家系が加筆され、成立した系図であつたと見られる。但し後掲するが義朝子の脇書は舞の本『烏帽子折』に一致し、頼光の脇書「大江山鬼切」からすると、（もしそれが極めて早い大江山伝説でないとする）室町時代以降の書き入れが、それ以前の成立部にも記事が増補されてゐる可能性も考慮すべきで、各記事の考証が必要である。しかし脇書が豊富ではなく、前述した通り、対照出来る史料が不足してゐる為、直ちにその記事の史実の当否から古態を推測する事は難しい。従つて以下では、主に可能な箇所、系図の形態から他の系図との前後を判断する方法を取りたい。

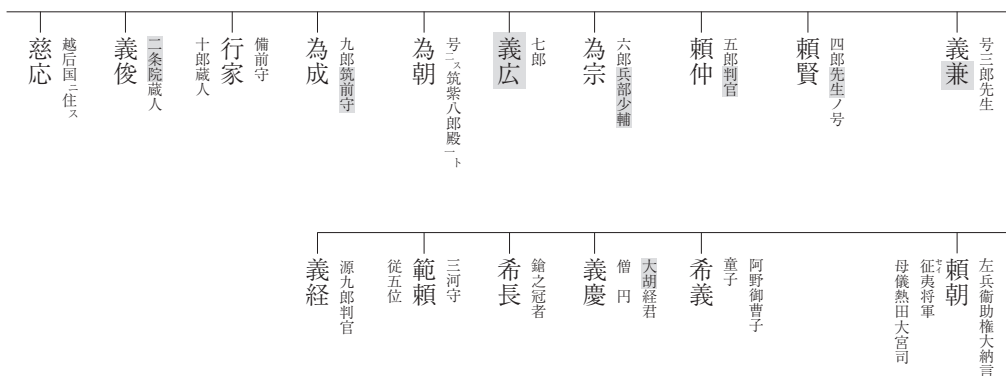
二、『源姓系図』の成立と中世系図との関係について (一)

— 鎌倉將軍家と武田氏

林泉本の為義・義朝流は以下の通り（末尾の義光子の混入部は略）。

(林泉本)





「女子
宮法眼行忠内房

義朝子の全成は別に誤つて武田信義の子として、

阿野法橋
全盛

寺ノ悪禪師ス号ス

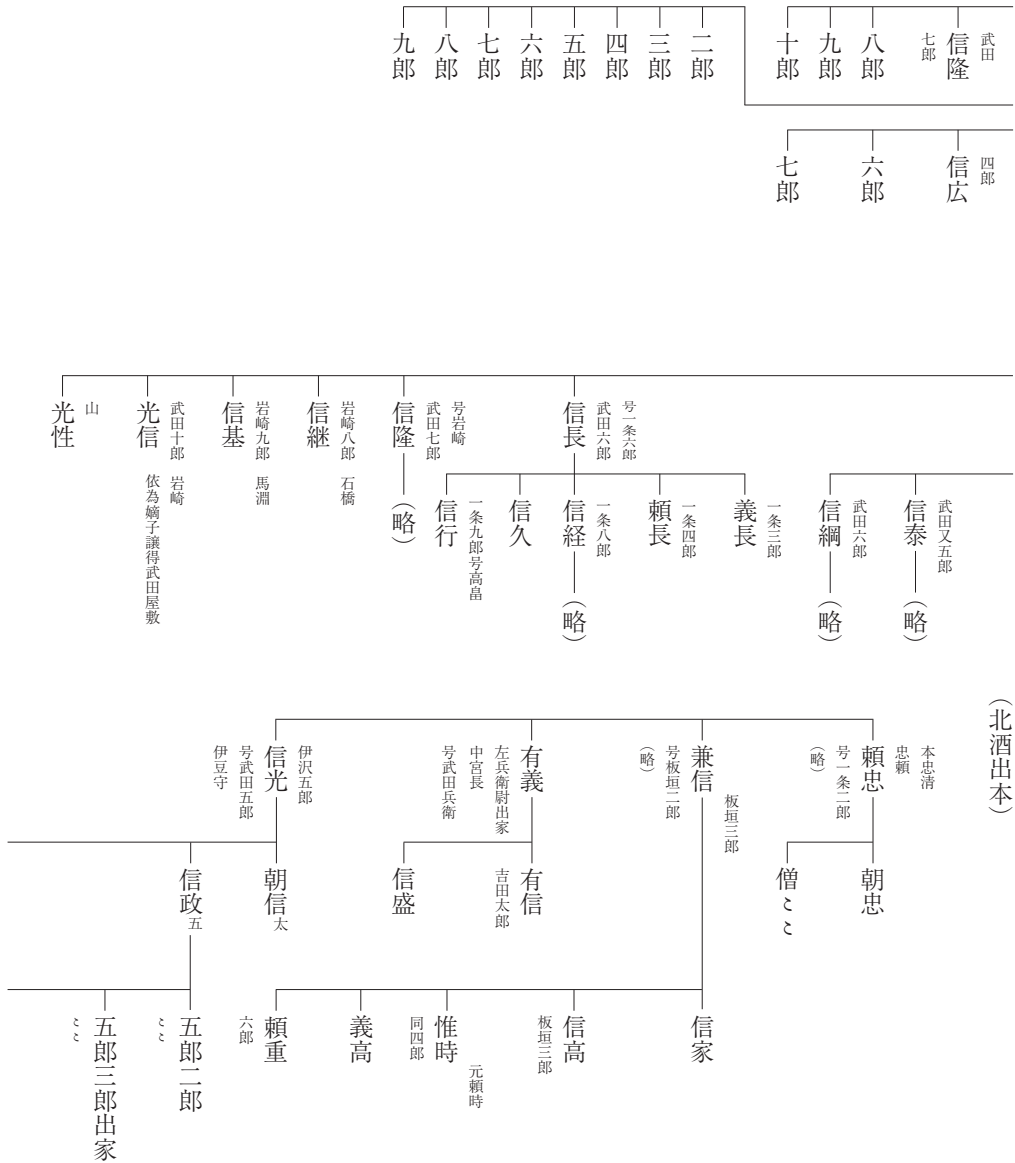
とあるが、阿野御曹子と阿野法橋（悪禪師）を別人とし、卿君を醍醐寺僧とする点、林泉本は誤つてゐる。これは『舞の本』の「熊坂多ほしをり」の

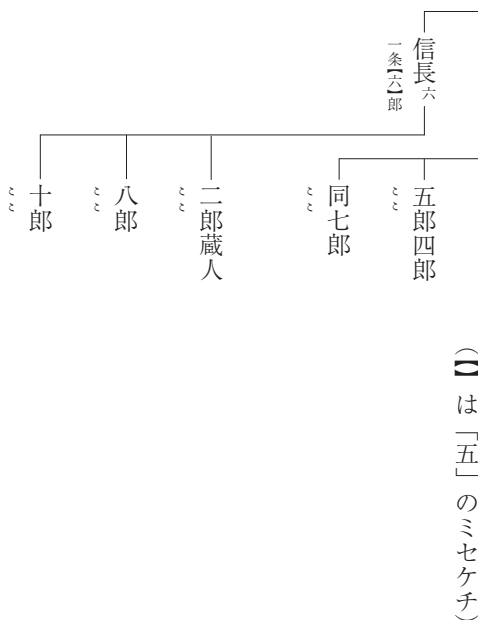
嫡子悪源太よしひら、次男友長、三男頼朝、四郎はあの、御ざうし、五郎は遠江のかばの御曹子のりより、六は醍醐の寺の京の君、七はをんじやうじのあくぜんしの君、八男にあたらせ給ふ、たう寺くらま寺に御座ある、うしわか殿様こそめされふするに（内閣文庫本）⁽¹⁹⁾

に近く、その影響を受ける可能性が考へられる。義朝子の希長の由来は不明で、為義子の網懸部分も正確ではない。⁽²⁰⁾ 末尾にある①義俊は『玉葉』治承五年二月一日条・三月十三日条よりすると行家と同一人で、②の慈応は『吾妻鏡』に、

護念上人慈応越後国参上、佐々木三郎兵衛尉盛綱所執申也、將軍家有御対面、是故六条廷尉禪門末子、幕下叔父也、（中略）近年点越後国加知庄菅谷山（建久六年十月十一日条）

と、越後の住が確認出来る。これからすると端的に林泉本が『吾妻鏡』を利用した可能性があるが、③最後の女子は「熊野鳥居禪尼（故左典





であるが、忠頼子の仮名⁽²⁵⁾と信光男子十名を挙げる点で、林泉本は『尊卑』と共通する。しかし『尊卑』に実名が載る信光末子、一条信長の子を林泉本が仮名とする事からすると、『尊卑』（及び他の武田系図）を利用してゐないと判断される。又、北酒出本とは信政子と一条信長子⁽²⁶⁾の仮名が一致しないから、同様、林泉本は北酒出本を基にしてゐない事が分かる。逆に林泉本が『尊卑』及び北酒出本の典拠であつたと見る事も、記事の相違からすると難しい。

板垣三郎兼信子孫の名字として『尊卑』に見える小松・万為も林泉本に対応するが、林泉本では後者は「万力」とある。「万為は万力（山梨市）か万歳（甲斐市）の誤り⁽²⁷⁾」と推定されてゐる事を見るに、林泉本が一部で『尊卑』よりも正確で、古態を残してゐる可能性が高い。そこで両系図を遡る系図の有無が問題にならう。

三、『源姓系図』と中世系図との関係について（二）—村上氏

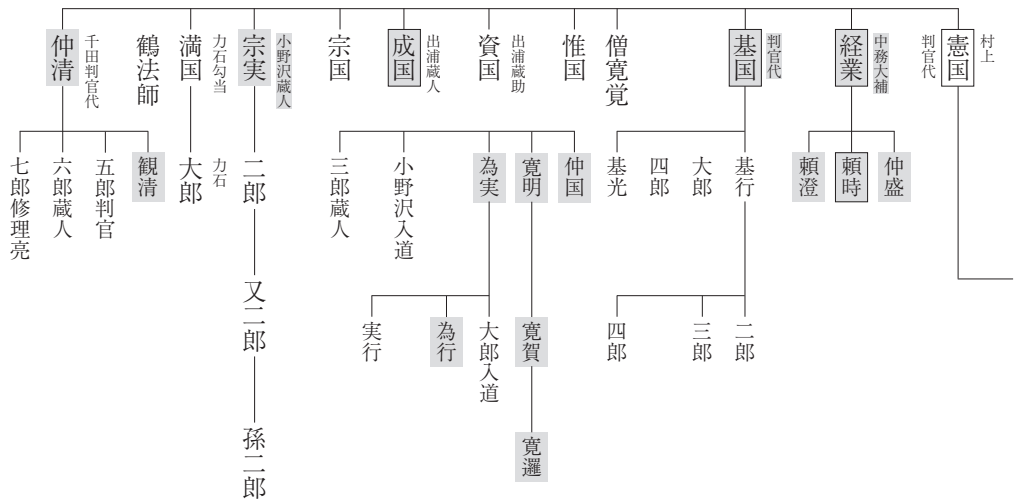
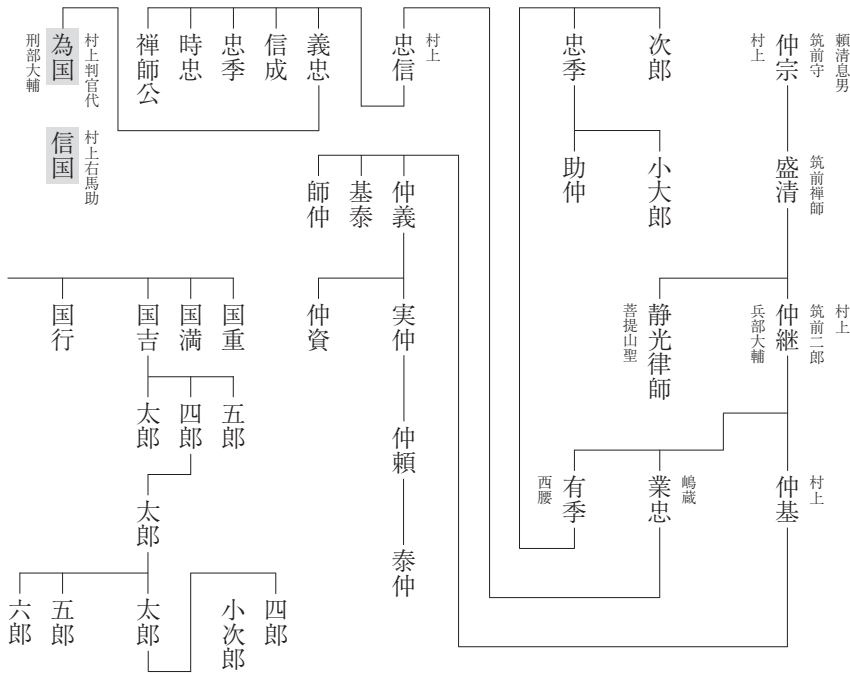
林泉本と『尊卑』・北酒出本との一致部分は、信濃源氏村上氏に於いても指摘出来る。村上氏の成立時期と契機、及び鎌倉時代の様相について、既に小林計一郎氏の専論⁽²⁷⁾があり、近年は花岡康隆氏が鎌倉時代の村上一族を史料から博搜し、一族小野沢氏の得宗被官としての性格、源氏三代將軍門葉としての待遇を受けた頼時流・基国流・経業流⁽²⁸⁾が、実朝の死後、一御家人として存続してゐた事が指摘されてゐる。

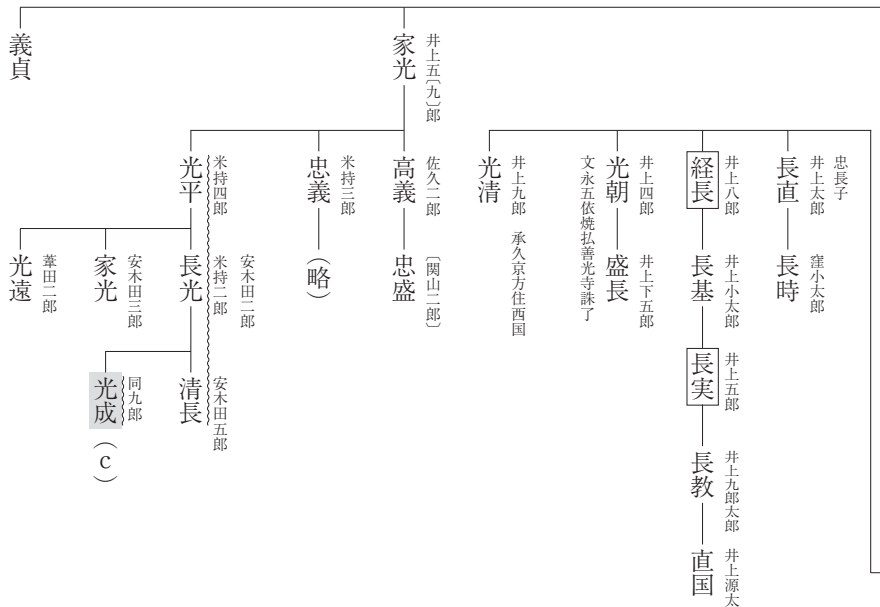
南北朝時代に、『太平記』のみならず、史上に登場する村上彦四郎義日⁽²⁹⁾や、幕府滅亡後、信濃の有力国人であつた村上信貞⁽³⁰⁾を含む事もあつて、小林・花岡氏始めこれまでの所論は全て『尊卑』に拠つてゐたが、一見して『尊卑』は混乱、もしくは系図を複数合成してゐる事が明白である。即ち村上為国の系譜が二種掲載され、仮に甲流（盛清子）・乙流（顕清子）として区別すると、甲流の為国に「当流者有相承而説、仍記両義者也」とあるのである。

対して筆者は平安後期から鎌倉初めの村上氏の系譜として、北酒出本に正確な点が多いことを指摘し、『尊卑』に見えない憲国が『平家』の「義国」に相当するかと推定したが、前述の通り、掲載が鎌倉時代初期に留まつてゐる為、鎌倉期の同氏の事跡について、窺ふ事が出来なかつたのである。

然るに林泉本は別に鎌倉期の村上一族を釣る。但しその仲宗より为国までは代数が多すぎ、接続にも問題があり、錯簡をその俣、写してゐるか疑はれ、盛清を僧とする如く誤りが多く目立つ。また憲国流、業忠流、有季流は他系図や史料に見えないから、此処でも歴史史

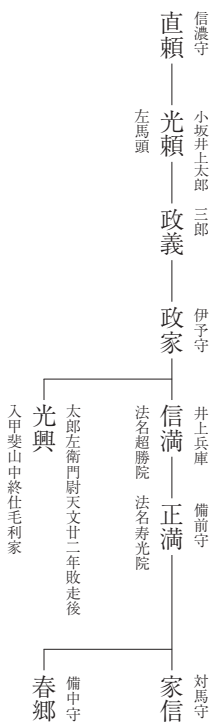
料としては慎重な扱ひが必要である。一方系図史料として見ると、為
 国子を見るに、『尊卑』乙流に見える人物との一致点が多い事に気付く。
 (林泉本)





井上氏も村上氏同様、院政期に権門の政治的抗争に巻き込まれて、京での武人または下級官人としての活動を閉ざされ、地方領主の道に余儀なくされるが、源平合戦の際は『平家』に拠れば井上九郎光盛が木曾義仲に従つたとあり、その後『武家年代記裏書』・『吾妻鏡』に拠れば一条忠頼に与力した為、頼朝に誅される。「六条八幡宮造宮注文」に拠れば、以降も光盛子孫は御家人としての地位を得てゐるが、中世を通じてその実態を窺はせる史料を殆ど欠いてゐた。

応永七年の信濃守護と国人の抗争を記した『大塔物語』に、惣領と思しき「井上左馬助光頼」「舍弟遠江守」兄弟が見え、次いで『笠系大成附録』所収『結城陣御番帳』にも、守護の小笠原氏、高梨・須田に次いで「井上殿」とあり、⁽³⁵⁾『諏訪御符札之古書』に、井上莊領主として文安三年より康正二年の間、「伊与守政家」が見え、一門として(出羽守・左馬亮・信濃守・兵部少輔) 政満、井上山城守持家(享徳三年)、井上讚岐守為信(寛正七年)、井上安芸守満貞(応仁二年)が見えるが、関係不明である。『須坂市史』(第四章第一節「井上系武士団の成立」)には、先の『尊卑』の直頼の後に、



と政家が見えるが、典拠、若しくは系図再構成の説明がない。何より

『尊卑』の小坂光頼は代数からすると鎌倉時代の人物であるから、これを『大塔物語』の左馬助光頼と同一人とする事には無理があり、従ふ事は出来ない。

対して林泉本は、始祖満実・満平の任国司の脇書に誤りがあり、問題もあるが、『諏訪御符札之古書』の伊予守政家を釣り、一族の綿内氏が見える等、室町後期の井上氏の系図として貴重である。先の左馬助光頼と繋がらない事は、一門内でも棟梁の交代があつたと説明するとしても、⁽³⁸⁾政家以外の掲載人物が確認出来てゐない。代々伊予守を称したとあるが、その家系も未確認で、林泉本の草間氏系図同様、今後の課題である。⁽³⁹⁾

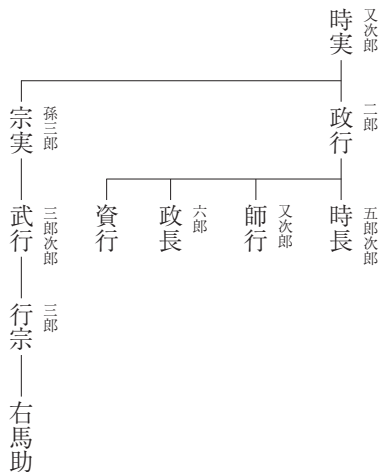
此処でも『尊卑』との比較を試みよう。林泉本の葦田氏系図は兄弟関係とするが、『尊卑』では豎に子孫関係とする葦田氏部を林泉本が横線で兄弟関係とする点、誤つてゐる可能性が考へられるが、⁽⁴⁰⁾同氏系譜は目下、『尊卑』に近く、独自に赤井氏系譜を繋いだ『赤井氏系図』、『荻野氏系図』⁽⁴¹⁾以外の他系図に見えず、しかも基本的に、鎌倉末期迄の部分で林泉本と『尊卑』が一致する。『尊卑』では光盛が重出して(網掛a~c)、複数系図の合成が疑はれるが、北酒出本・林泉本はその中、cに近い。脇書が三系図の間で一致しないから、直接関係はないが、此処でも林泉本と『尊卑』の間に共通する原系図が存在する可能性を指摘出来る訳である。

五、『源姓系図』と中世系図との関係について (四) — 南部氏

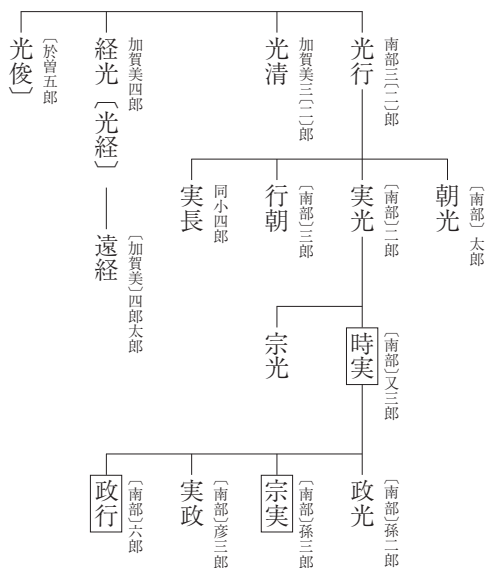
南部三郎光行子孫の事績は、子孫の奥州の大名南部氏により近世か

ら、また光行子の実長子孫については日蓮の旦那であることから、宗門の研究が近代より成されてゐるが、近世南部氏で作成された系図には本来嫡流であつた八戸南部氏と、大名家となつた三戸南部氏との歴史的関係の構築の為、⁽⁴²⁾改変されてをり、八戸南部氏を波木井氏の末裔とする系図があるが、これは否定される。⁽⁴³⁾

南部氏について現在の所、確実なのは「南部次郎実光」⁽⁴⁴⁾が南部三郎光行の後継者である事、実光時実親子が得宗被官であつた事、⁽⁴⁵⁾鎌倉末期には『遠野南部文書』「南部時長・師行・政長陳状案」(元弘三年十二月、『青森一』三八)・「南部師行代氏綱申状案」(建武三年四月、『青森一』八九)・『諸家文書纂』所収『万沢文書』「源行宗讓状案」(元徳四年正月、『鎌倉遺文』三一六五四)より、南北朝時代の同一族の系譜として、

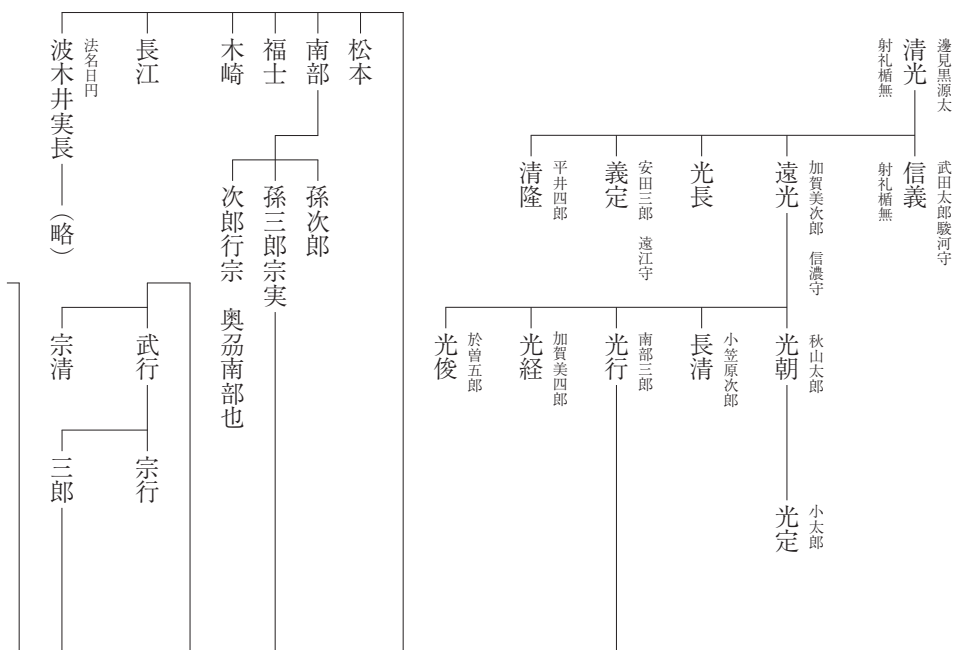


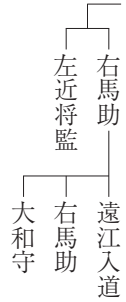
と構成出来る事である。然るに『尊卑』では、



とあり、一部は一致するが（囲み）、仮名が一致せず、波木井六郎実長の仮名は「南部小四郎」や「三郎」とあり、異なつてゐた。⁽⁴⁶⁾『尊卑』や『南部系図』・『秋山系図』、秋山敬氏が考察する近世成立の諸系図の間でも、鎌倉時代の族人記事に相違があるが、その中で目下、塩田義遜氏が紹介し、『青森一』が同系写本として翻刻した『斎藤文書』「波木井南部氏系図」が、室町中期の作成で、信憑性が高いとされる。⁽⁵⁰⁾

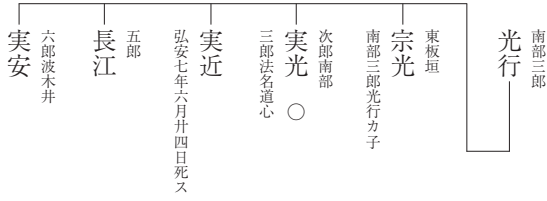
〔波木井南部氏系図〕





とあり、南部光行以前の部分は『尊卑』に同じであるが、南部氏が独自で、塩井氏は波木井氏歴代が史料に確認出来る事を指摘したが、南部氏部も宗実以下、前掲構成系図と一致する所がある。光行子の実長以外は、所領に基づく名字で、木崎は但馬国城崎庄で、それ以外は甲斐国内の地名であるとされるが、未確認である。

(林泉本)



とあり、光行子しか掲載されないのだが、諱は異なるものの波木井六郎を持ち、五郎を「長江」⁽³³⁾とするから「波木井南部氏系図」に一部一致してゐる事となるのである。また林泉本で、宗光に「東板垣」の脇書があり、「波木井南部氏系図」には一致しないが、『佐竹故譜』・北酒出本・『尊卑』を合成した『清音寺蔵本佐竹并諸家系図』⁽³⁴⁾の、『佐竹故譜』よりの引用部に見える太郎行朝脇書の名字と一致する。林泉本の諱「宗光」と異なり、東板垣の領有についても確認出来ないが、林泉本が『尊卑』ではなく、他系図とも部分的ながら一致する部分のある事が分かる。

六、『源姓系図』と中世系図との関係について(五)——小笠原氏

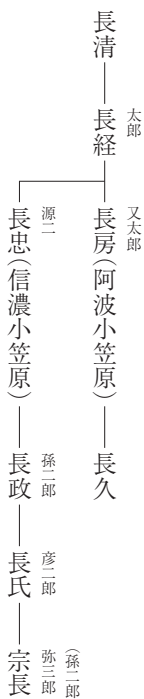
小笠原氏は平安後期の甲斐源氏の出、頼朝の信頼の篤かつた加々美遠光を始祖とする。その長子長経は頼家に近侍した為、比企氏滅亡後逼塞するが、承久の乱後、阿波守護となり鎌倉末期まで子孫が継承すること、長経の代はりに一門の惣領となつたのは弟の伴野時長で、その子孫が霜月の乱で安達泰盛と共に滅んだ後、鎌倉末期の宗長・貞宗親子が幕府滅亡の際、足利尊氏に従ひ、信濃守護に補せられた。⁽³⁵⁾

近年は、宗長親子が得宗家と密接な関係にあり、被官人であつた事⁽³⁶⁾、大井・藤崎氏や信濃守護家庶子といつた一門の事跡⁽³⁷⁾が明らかにされつつあるが、鎌倉時代の史料に見える一門の多くが、従来知られる小笠原氏系図に見えない事が大きな障碍となつてゐる。

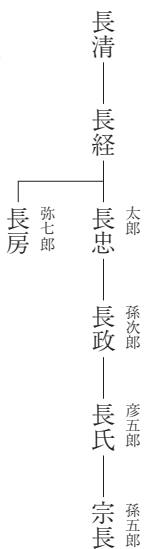
伝存する系図は多いが、信憑性に問題のある記事も見られる。従来、

『尊卑』を基本に、続群書類従所収の各種系図(『諸家系図纂』に由来)、『笠系大成』⁽⁵⁸⁾が利用されて来ているが、不当に当主の官位が高く、詳細な伝記は未確認で後世の作為を思はせる記事があるのである(例へば小笠原長清の母を大納言邦綱女子とする点等)。また従来、利用されない中世成立小笠原系図として、北酒出本、山口県公文書館蔵『渋川系図』、東大史料編纂所蔵『古系図集』、尊経閣文庫蔵『帝皇系図』、『佐竹故譜』があり、これも異同がある。特に諸本の大きな相違の一は、信濃小笠原氏嫡流の歴代で(以下摘記)、

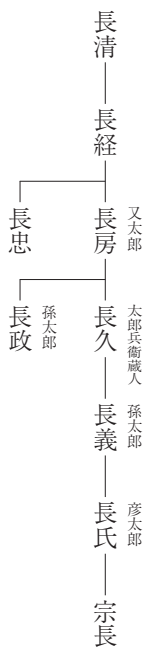
『尊卑』



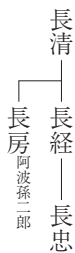
『帝皇系図』



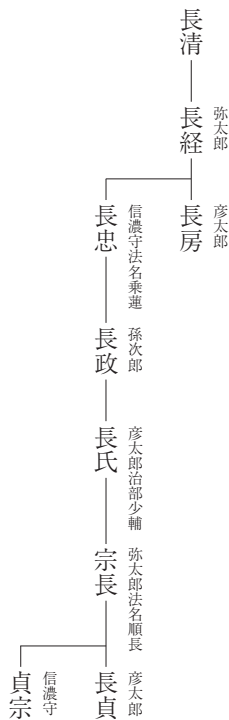
〔彰考館本〕⁽⁵⁹⁾



〔松尾深志本〕⁽⁶⁰⁾



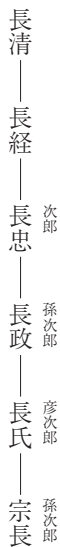
〔阿波小笠原本本〕⁽⁶¹⁾



〔京小笠原本本〕



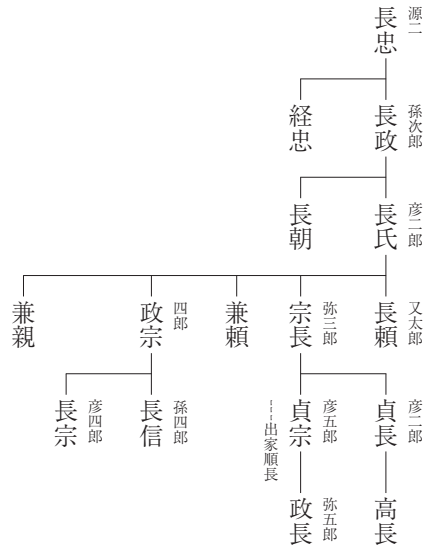
〔武田源氏一統系図〕⁽⁶²⁾



とあり、既に中嶋次太郎氏の指摘があるが、『尊卑』の如く長房は長経の長子と見るべきで、信濃小笠原氏を長嫡の家系に位置付ける志向が松尾深志本・彰考館本・『帝皇系図』に見られる。

次に筆者が問題にしたいのは信濃小笠原氏の鎌倉末期の物領とされ

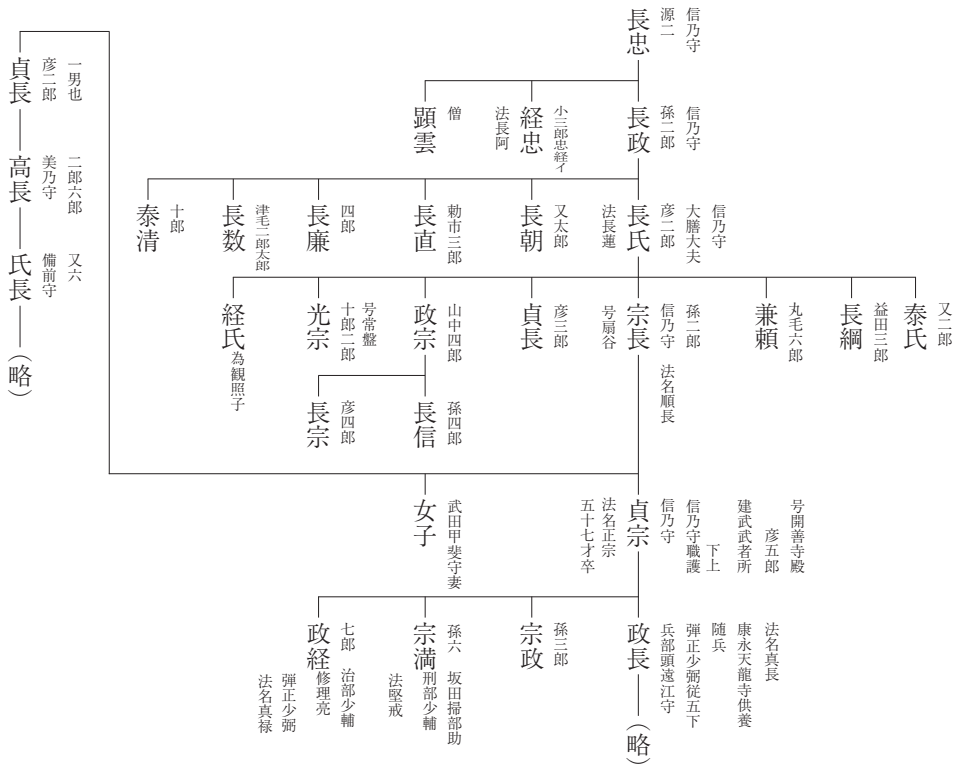
る宗長の仮名が、系図で区々である点である。『尊卑』に拠れば、長忠より次郎を代々嫡子の仮名とするが、国立歴史民俗博物館蔵高松宮本の『大系図』（電子公開）に依り見れば（仮名・法名を挙げる）、



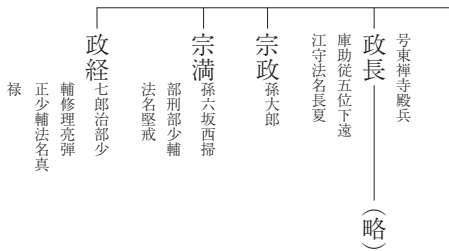
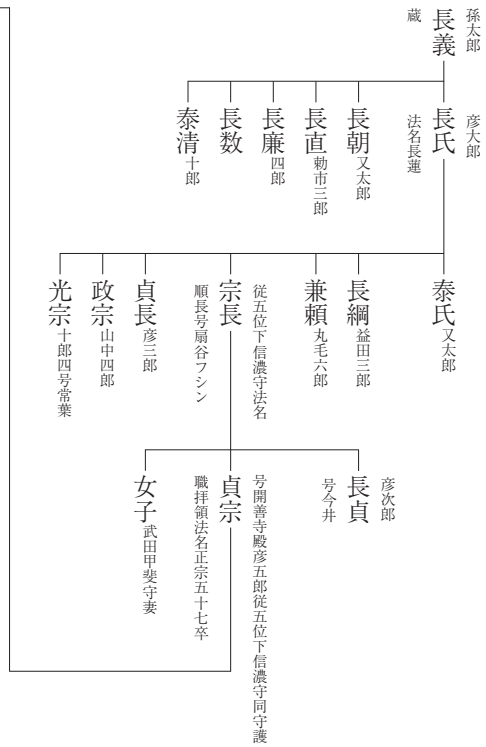
と、室町前期までの掲載に留まるが、宗長に「弥三郎」の仮名がある。これが正しいとすると先祖に「三郎」が見えない事が疑問である。

鎌倉末期、得宗北条高時に近侍した「小笠原孫次郎（入道）」の存在が指摘され、中沢克昭和氏はこれを宗長に比定したが、古系図では『佐竹故譜』と、増補のある『尊卑』にしか見えない。校訂本文として新訂増補国史大系本に示されるが、その一本である国会図書館本（電子公開）と、近似する彰考館本「小笠原系図」を挙げれば、

（国会本『尊卑分脈』八）

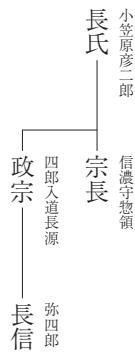


(彰考館本)



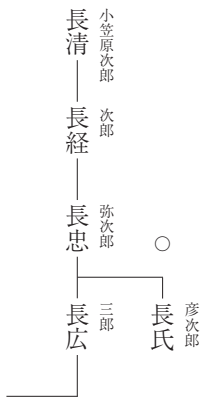
とあり、国会本は高松宮本の如き伝本と彰考館本の如き伝本を併せて成立してゐると推定できる。但し彰考館本には宗長の仮名は無いが、異本の東大史料編纂所蔵『小笠原系図』一卷では「孫太郎」とあるから、未見の写本に「孫二郎」とあつた可能性は否定出来ない。但し国会本・彰考館本・阿波小笠原本・京小笠原本ともに惣領の官位が高すぎ、高松宮本よりも史料価値は劣るであらう。

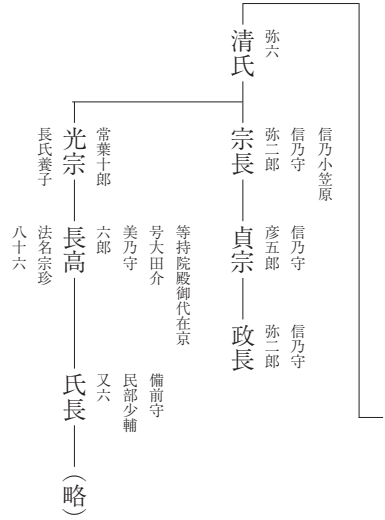
宗長の系譜については室町初期頃成立と思はれる『扇藤文書』「小笠原・武田次第系図」(東大史料編纂所の謄写本)に、



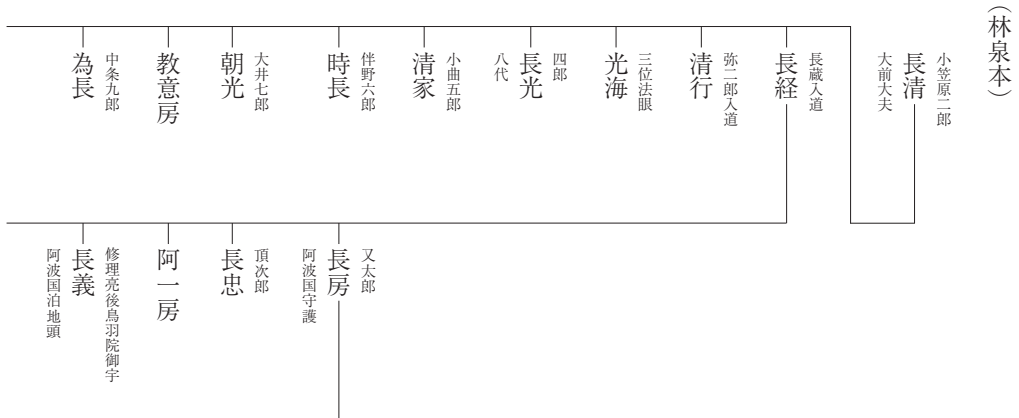
と、宗長が長氏の子である事は確認出来るが、その仮名が確認出来ない。また尊経閣文庫蔵の天文八年写の『小笠原系図』では、宗長を弥六清氏の子に釣る点、独自であるが、(8)

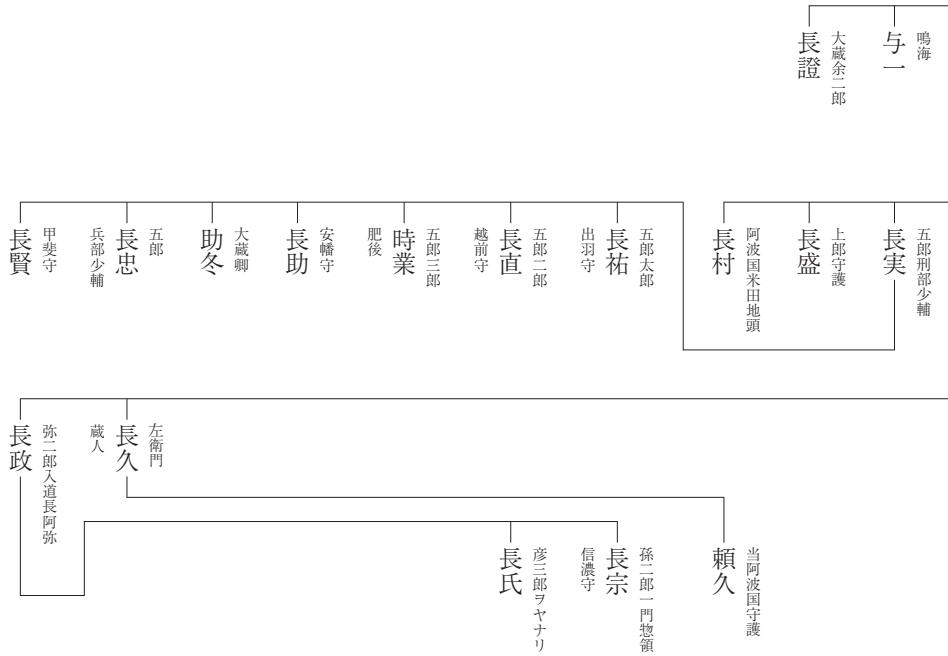
(尊経閣本)





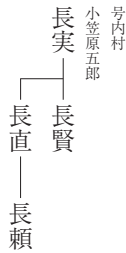
と、仮名「弥二郎」が見える。これが国会本の「弥三郎」の淵源で、且つ「孫二郎」の誤りであれば、説明が付くが、鎌倉時代の小笠原氏には、道阿・小笠原彦次郎入道道円父子と系譜不明の次郎系人物も^②り、仮名による比定には不安が残る。また『尊卑』の長清子を見るに、同じ仮名を持つ人物が兄弟中に複数見られる事が流石に不審で、此処でも複数系図の合成の可能性が想定される。『尊卑』の成立は不明で、その史料的价值が十全ではない事を改めて指摘する訳だが、そこで林泉本が参照されるのである。





阿波守護家と信濃守護家の歴代の配置が離れるのは、原本を写し崩した可能性があり、『吾妻鏡』・『尊卑』に見える鳴海余一長隆を二人に分ける点、信濃守護家を長房子孫とする点、長氏の仮名を「彦三郎」とする点、誤りも多くある。一方、鎌倉末期の阿波守護頼久が史料と一致する事は先に述べたが、宗長に当たる長宗に仮名「孫二郎」が見え、此処に前述の得宗近侍の「小笠原孫次郎」を宗長に充てる事が出来よう。

又、長経が阿波守護となり、その子孫が「阿波小笠原一族」となるのだが、林泉本では、長経子の長義に「阿波国泊地頭」同じく長村に「阿波国米田地頭」と見え、前者は彰考館本の「伯四郎」、後者は『尊卑』の「米里入道」長村に相当する。後者の「米津」は近世以降確認される地名があるが、系図の該当地は不明。対して泊は『板野郡誌』が勝福寺蔵の大永三年過去帳に見えたとする「泊庄」であらう。阿波小笠原氏は多くの支流を持つてゐた事になり、林泉本が史実解明に貢献できる例である。また他系図に見えないのが長実の家系で、『尊卑』に、



とあるのに比して、族人が多い事が注目される。但しその実在は未確認で官途が高い嫌ひがある。(別に長盛に「上野守護」とあるが、『尊卑』では名字の如くである) 何より信濃小笠原氏を長房系とする点、誤りがあり、歴史資料としては慎重な取り扱ひが必要であらう。しかし従

来利用される小笠原氏系図が区々で、成立過程が不明である事からすれば、林泉本も『尊卑』と併せて参照される事は許されよう。

おほりに

『源姓系図』は系線の接続、脇書に不正確な所が多いが、鎌倉時代末期に原型が成立し、室町時代中期、戦国時代の増補が分かる中世成立系図で、幾つかの新しい知見を指摘出来た。同時に他の中世系図との比較から、『尊卑』成立以前に簡潔な原型系図が存在し、鎌倉末期には各々が相互影響も含めて多様に展開してゐた事を想定出来た。清和源氏系図集、特に『尊卑』の成立について示唆する所が有る貴重な系図である。

注

- (1) 『図書寮典籍解題 歴史篇』「尊卑分脈」、(皆川完一氏「尊卑分脈」(『国史大系書目解題』下所収、平成十三年十一月)
- (2) 「源義忠の暗殺と源義光」(『山形県立米沢女子短期大学紀要』四十五、平成二十一年十二月)・「源為親義親実子説の成立時期について」(『同』四十九、同二十五年十二月)
- (3) 享徳五年、尊海作。統群書類従所収。
- (4) 「『洪川系図』の成立とその史料的价值について(上)」(『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』三十七、平成二十二年三月)・「同(下)」(『同』三十八、同二十四年三月)
- (5) ①「北酒出本『源氏系図』の史料的价值について」(『山形県立

- 米沢女子短期大学紀要』二十七、平成十二年三月)、②「溢れ源氏考証(上)」(『米沢国語国文』二十九、同年六月)、③「矢田判官代在名・大夫房覚明前歴」(『米沢史学』十七、同十三年十月)、④「溢れ源氏考証(下)」(『米沢国語国文』三十・三十一、同十四年十二月)、⑤「信濃井上氏の成立と展開」(『山形県立米沢女子短期大学紀要』四十二、同十九年一月)、⑥「溢れ源氏考証補闕」(『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』三十四、同年三月)、⑦「『平家物語』の佐竹氏記事について」(『山形県立米沢女子短期大学紀要』四十四、同二十年十二月)、⑧「新田義重一族伝雑々」(『同』四十七、同二十三年十二月)

- (6) 「長楽寺本『源氏系図』成立試論」(『山形県立米沢女子短期大学紀要』三十三、平成十八年三月)

- (7) 付録の『上杉文書目録』一六三五番

- (8) 拙稿「桓武平氏正盛流系図補輯之初榷」(『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』四十三、平成二十八年三月)

- (9) これは『佐竹故譜』(東大史料編纂所蔵謄写本『故本佐竹諸家譜』による)に、

小笠原長経——源太長房——長久——藏人頼久
阿波国ノ守護
 左近藏人 五郎

- とあり一致する。同系図は梅江斎禅哲自筆本があつたとあるから(秋田県公文書館佐竹文庫(宗家)蔵『御文書并御書物帳目録受渡目録』)、戦国時代には成立。

- (10) 佐藤進一氏『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』「阿波」(昭和

四十六年六月)、吉井弘兒氏『建武政権期の国司と守護』第二章第三節「信濃国」同第五節「阿波国」(平成五年八月)・伊藤邦彦氏『鎌倉幕府守護の基礎的研究』【国別考証編】(平成二十二年四月)

(11) 貞宗は『市河文書』『市河親宗軍忠状』(『信濃史料』建武二年七月十三日条所引・『小笠原文書』『足利尊氏下文』)同 同年九月二十七日条所引)に「小笠原信濃守貞宗」とある事から、『光明寺殘篇』で一族を率ゐた「信濃入道」は父の長宗(宗長)に当てられる。

(12) 林泉本の彦次郎義重に相当する行義の時代は、『箭田野二階堂系図』(『長沼町史二資料編』)の佐竹行義室貞義母が、二階堂頼綱(二二二九〜八三三)の女子とあるのが参考になる。

(13) 『今清水文書』『高梨政頼名字状』(『信濃史料』天文十一年十二月条所引)を見るに、同年には家督を継いでゐた事に成る。

(14) 『高梨文書』『高梨経頼裁定状案』(『信濃史料補遺』延元三年三月十八日条所引)・『金沢文庫文書』『称名寺雜掌幸円申状案』(『信濃史料』正平七年七月条所引)

(15) 『信濃史料』正平十五年十二月十二日条には高梨鈴次郎氏の系図が一部掲載され、経家と経頼を兄弟とする点、纂本「高梨」に近いが、目下未見(猶、長野県立歴史館所蔵の『高梨家譜』も参照した)が異なる)。「高梨文書」「高梨朝高言上状案」に高梨薩摩守朝高の「亡父永高」・「祖父経頼(法名性阿)」と見え、林泉本・纂本と一致する(『信濃史料』明徳三年三月条所引)。

(16) 同所収の尾張高梨家系図は『尊史』に近似し、仙台高梨家系図は『尊卑』に独自に増補する。

(17) 『読史堂史料立岩氏所蔵系図』でも、

嫡子 対馬守 井上光平
義親 ———— 満実 高梨盛満
信濃国住 須 次田ノ先祖為実

とある。

(18) 義高の子孫は関係が異なるが、上杉博物館蔵近世後期写「須田系譜」にも載る。

(19) 古典文庫による。他に毛利本(「毛利家本 舞の本」)・打波本(「朝日町誌 資料編一 幸若関係」)・文禄本(天理図書館善本叢書「舞の本」)を参照した。

(20) 『兵範記』保元元年七月二十七日条・『帝王編年記』同八月二十九日条(新訂増補国史大系)。

(21) 『吾妻鏡』建久五年九月二十三日条。『劍卷』には「タツハラノ女房」とある(新編日本古典文学全集『平家物語』四所収の長禄本による)。(22) 東大史料編纂所の紙焼写真による。別にその成立について考察したい。

(23) 『諸家系図纂』一ノ一「清和源氏系図綱要」、浅羽本系図「足利土岐系図」(東大史料編纂所蔵謄写本)、東大史料編纂所蔵徳大寺本『源氏系図』、京都大学附属図書館蔵菊亭本『系図略』が属する。別に整理考察したい。

(24) 拙稿「『平家物語』「墨俣合戦」考」(『山形県立米沢女子短期大学紀要』四十、平成十七年一月)

(25) 「飯室禪師」を円光寺本『武田系図』は信義子とする(『山梨県史 中世 資料編六』所収)。

- (26) 秋山敬氏『甲斐源氏の勃興と展開』第二編第二章「鎌倉幕府と逸見氏・深沢氏」四（平成二十五年三月、初出平成十四年）
- (27) 『信濃中世史考』「村上氏について」・「栗田氏について」（昭和五十七年五月、初出は共に昭和四十九年）
- (28) 「鎌倉期信濃村上氏についての基礎的考察」（『法政史学』七十九、平成二十五年三月）
- (29) 『梅松論』に見える。学習院本（紙焼写真）・京大本（高橋貞一氏「京大本梅松論 解説」（『国語国文』三十三ノ八、昭和三十九年八月）・天理本（小助川元太氏『行誉編『璫囊鈔』の研究』の翻刻）を参照。
- (30) 『市河文書』「市河経助軍忠状」（建武三年二月二十三日）（『新編信濃史料叢書』）
- (31) 「溢れ源氏考証（下）」（『米沢国語国文』三十一、平成十四年十二月）
- (32) 拙稿「信濃井上氏の成立と展開」（『山形県立米沢女子短期大学紀要』四十二、同十九年一月）
- (33) 海老名尚・福田豊彦氏「『田中穰氏旧蔵典籍古文書』六条八幡宮造営注文』について」（『国立歴史民俗博物館研究報告』四十五、平成四年十二月）
- (34) 『新編信濃史料叢書』二所収。同書所収の『信州大塔軍記』も同じ。
- (35) 『信濃史料』永享十二年七月二十九日条所収。
- (36) 『新編信濃史料叢書』二所収。
- (37) 戦国時代、井上左衛門尉が武田晴信により、所領を安堵される（『綿内文書』「武田晴信宛行状案」（『信濃史料』弘治二年六月二日条所収）。
- (38) 鎌倉時代、別に、石見守を官途とする井上氏が存在したとする系図がある（永正本『大江氏系図』（『寒河江市史 大江氏ならびに関係史料』）。そこに大江尾張三郎長広を嚚とした「信濃井上石見前司入道」があるが、これも系図に見えない。
- (39) 『大塔物語』で高梨家臣「草間大蔵」と世代的には合致する季義についても、その実在と家系について今後の検討が必要である。『上杉文書』二一三「島津貞忠書状」（永正十年七月）には「草間大炊助」が見え、『御家中諸士略系譜』に上杉家中に草間氏あり、「元高梨家中力」とある（『上杉家御年譜』二十四）。
- (40) 林泉本で兄弟とある清長光長も『尊卑』では親子で、誤りか。
- (41) 前者は内閣文庫蔵『諸家系図』三十三（電子公開）、後者は東大史料編纂所蔵の謄写本に拠る。
- (42) 『源氏南部八戸家系』・『八戸家伝記』（『青森県史 資料編 中世一 南部氏関係資料』四七一・四七二。以下『青森一』と略）。
- (43) 『青森一』「八戸（遠野）南部家文書」解題。
- (44) 『吾妻鏡』暦仁元年二月十七日条・仁治元年八月二日条・建長四年八月一日条・同十二月十七日条・同五年八月十五日条・同六年八月十五日条。
- (45) 『吾妻鏡』弘長元年正月九日条・同九月三日条・同三年十一月二十日条。
- (46) 『鎌倉遺文』一〇五〇五・一〇八三三・一四五一〇の各「日蓮書状」。また『興尊全集』「日蓮遷化記」（『鎌倉遺文』一四七二二）に六郎と見える。
- (47) それぞれ『諸家系図纂』三ノ二、三ノ三所収。

- (48) 『甲斐源氏の勃興と展開』第二篇第七章「南部氏と日蓮宗の発展」(初出平成十一年)
- (49) 「波木井公一族と身延山」(『棲神』二十六、昭和十六年)
- (50) 後に南部光徹氏所蔵の原本が報告される(『青森県史 資料編 中世三 北奥関係史料』)。以下『青森三』と略。
- (51) 『但馬国大田文』(弘安元年十二月、『鎌倉遺文』一五七七)・『南禅寺文書』「桃井盛義書下」(建武四年七月、『青森三』一五三三)
- (52) 『青森一』「八戸(遠野) 南部家文書」解題。
- (53) 『長寛勘文』に甲斐の八代荘内の地名として見える(『群書類従』)。
- (54) 秋田県公文書館佐竹文庫(宗家)蔵。享祿三年の写。『佐竹故譜』にはない。猶、同書の清和源氏独自部については別に考察したい。
- (55) 秋山敬氏『甲斐源氏の勃興と展開』第二編第四章「小笠原氏の興隆」(初出平成三年)
- (56) 熊谷知美氏「小笠原氏と北条氏」(『信濃』四十三ノ九、平成三年九月)・鈴木由美氏「御家人・得宗被官としての小笠原氏―鎌倉後期長忠系小笠原氏を題材に―」(『信濃』六十四ノ十二、平成二十四年十二月)
- (57) 井原今朝男氏「小笠原遠光・長清一門による将軍家菩提供養」(花岡康隆氏編『信濃小笠原氏』所収。初出は平成二十年)・花岡康隆氏①「鎌倉後期小笠原氏一門の動向について―信濃守護系小笠原氏と藤崎氏を中心に―」(『信濃』六十二ノ八、平成二十二年八月)、同氏②「鎌倉期小笠原氏の在京活動について」(『法政史論』三十九、平成二十四年)、同氏③「南北朝・室町前期信濃守護小笠原氏の人的基盤についての基礎的考察」(『法政大学大学院紀要』六十六、平成二十三年三月)
- (58) 『新編信濃史料叢書』十二所収。『小笠原長清公資料集』には鎌倉中期までの抄出であるが、次掲の小倉小笠原家蔵の『源姓小笠原系図』・勝山小笠原家の『小笠原系図』・大聖寺蔵『小笠原家系』が収められる。
- (59) 東大史料編纂所蔵謄写本による(『諸家系図纂』六之一『小笠原系図』が同じ)。佐野本(東大史料編纂所蔵謄写本)も近いが信濃守護家を長政流に改めたか。
- (60) 『諸家系図纂』六「松尾深志小笠原系図」(統群書類従『小笠原系図別本 松尾深志』)
- (61) 次の京小笠原系図と共に『諸家系図纂』六ノ二「阿波小笠原」・京都小笠原」(群書類従『小笠原三家系図』)による。
- (62) 『山梨県史 中世 資料編六』所収。
- (63) 『小笠原氏の虚像と実像 地方史発掘』(昭和五十五年)
- (64) 鈴木由美氏は『建治三年記』十二月十九日条・『吾妻鏡』正嘉二年正月十一日条に見える「小笠原彦次郎(政氏)」を信濃守護家の彦次郎長氏に充て、既に得宗被官であり、その為、惣領の地位に就いたとする(『御家人・得宗被官としての小笠原氏―鎌倉後期長忠系小笠原氏を題材に―』(『信濃』六十四ノ十二、平成二十四年十二月)。
- (65) 『円覚寺文書』『円覚寺毎月四日大斎番文』(徳治二年五月)・『同』「北条貞時十三年忌供養」(元亨三年十月)(それぞれ『神奈川県史 資料編二 古代・中世(二)』一五八七・二三六四による)・内閣文庫蔵『小笠原礼書』十七「鳥ノ餅ノ日記」(徳治二年七月)

- (66) 「武家の狩獵と矢開の変化」(井原今朝男・牛山佳幸氏編『論集 東国信濃の古代中世史』所収、平成二十年六月)
- (67) 『武田源氏一統系図』の成立は近世初期である(西川広平氏「武田氏系図の成立」『中世武家系図の史料論下』所収)。前掲の『小笠原三家系図』「京小笠原」の下限は近世初期。
- (68) その内、長広清氏親子は『洪川系図』に見えた(注(4)論文)。仮名「弥六」清氏を三郎長広の子とする点、寧ろ「小笠原又六」(『佐藤文書』「佐藤元清軍忠状案」〔観応三年正月、『信濃史料』同二年十二月十日条所引〕の如き六郎系の仮名を持つ人物が相応しく、疑問なしとしない。『洪川』が京小笠原氏の系譜を取り込んだものであらう。
- (69) 『金沢文庫文書』「守邦親王寄進状案」、元亨元年六月(『鎌倉遺文』二七八〇八)・『同』「関東寄進状」、元亨三年六月(『鎌倉遺文』二八四三三)
- (70) 注(10)の吉井氏著。
- (71) 「船越定春軍忠状写」(文和二年十月、『南北朝遺文 中国四国編』)、『太平記』卷八「摩耶合戦事」。卷十七「山門牒送南都事」卷二十二「義助予州下向」にも見える。
- (72) 『日本歴史地名大系 三十七 徳島県の地名』
- (73) 上巻第一編第十一章「莊園」(昭和四十七年)

〔補記〕脱稿後、飯島紘氏御所蔵の室町時代写の『片切系図』の拝見を御許し頂いた。本稿と関はる記事が多いが、別稿を期したい。

